

条、第二百三十一条及び第二百三十三条から第二百三十五条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十五条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十五条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二百二十四条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十七条第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十三条第一項中「指定特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五十五条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項の福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る当該利用者の同意を得ること。

二 五 略

- 六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

(福祉用具貸与計画の作成)

条、第二百三十一条及び第二百三十三条から第二百三十五条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第三十五条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第五十五条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第二百二十四条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第二百二十七条第六項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第二百三十三条第一項中「指定特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第二項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五十五条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項の福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る当該利用者の同意を得ること。

二 五 略

(福祉用具貸与計画の作成)

第二百五十六條 略

2・3 略

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5・6 略

(準用)

第二百六十三條 第九條から第二十條まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條、第三十六條、第三十七條から第四十一條まで、第五十六條並びに第八八條第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一條中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十條第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十二條中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第八八條第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百六十五條 第九條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條、第三十六條、第三十七條から第四十一條まで（第三十八條第五項及び第六項を除く。）、第五十六條、第八八條第一項及び第二項、第二百四十九條、第二百五十一條、第二百五十二條並びに前節（第二百五十三條第一項及び第二百六十三條を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第二百五十七條」と、

第二百五十六條 略

2・3 略

4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者

に交付しなければならない。

5・6 略

(準用)

第二百六十三條 第九條から第二十條まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條から第四十一條まで、第五十六條並びに第八八條第一項及び第二項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一條中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五條第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九條中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第二十條第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第二十二條中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第八八條第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百六十五條 第九條から第十五條まで、第十七條から第二十條まで、第二十二條、第二十七條、第三十五條から第四十一條まで（第三十八條第五項及び第六項を除く。）、第五十六條、第八八條第一項及び第二項、第二百四十九條、第二百五十一條、第二百五十二條並びに前節（第二百五十三條第一項及び第二百六十三條を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十條」とあるのは「第二百五十七條」と、

「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第百八条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百七十六条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十七条、第三十三條、第三十五条から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで、第五十六条、第百八条第一項及び第二項、第二百五十四條、第二百五十七條から第二百五十九條まで並びに第二百六十一条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第二百七十六条において準用する第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十三條第一項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第百八条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」

「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第百八条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十三条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第二百七十六条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第二十七条、第三十三條、第三十五条から
 第四十一条まで、第五十六条、第百八条第一項及び第二項、第二百五十四條、第二百五十七條から第二百五十九條まで並びに第二百六十一条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条」とあるのは「第二百七十六条において準用する第二百五十七條」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第十一条中「(以下同じ。)」とあるのは「(以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、
 第百八条第二項中「処遇」とあるのは「サービス利用」

と、第二百五十四条第二項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第二百五十七条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百五十八条中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と、第二百五十九条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と読み替えるものとする。

附 則

第十二条 略

第十三条 第二百十八条の規定にかかわらず

ず、療養病床若しくは健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成二十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十條の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- 一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士等により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該

と、第二百五十四条第二項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第二百五十七条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百五十八条中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」に、第二百五十九条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と読み替えるものとする。

附 則

第十二条 略

医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

第十四条 第二百四十条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十五条 第二百二十条及び第二百四十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第二章～第八章 略 第九章 介護予防短期入所生活介護 第一節～第六節 略 第七節 <u>共生型介護予防サービスに関する基準（第百六十五条の二・第</u>	目次 第二章～第八章 略 第九章 介護予防短期入所生活介護 第一節～第六節 略

百六十五条の三)

第八節 略

第十章～第十四章 略

附則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号、第百十五条の二第二項第一号（法第百十五条の十一において準用する介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の十一の規定により読み替えて適用される法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二の二第一項各号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 略

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 略

五 共生型介護予防サービス 法第百十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

六 略

3 略

(看護師等の員数)

第六十五条 指定介護予防訪問看護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。） 次のと

第七節 略

第十章～第十四章 略

附則

(趣旨)

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十四条第一項第二号、第百十五条の二第二項第一号（法第百十五条の十一において準用する介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の十一の規定により読み替えて適用される法第七十条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 略

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 略

五 略

3 略

(看護師等の員数)

第六十五条 指定介護予防訪問看護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。） 次のと

おりとすること。

イ 略

ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。） 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 略

2・3 略

第八十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が当該事業

を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする

一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士等 一以上

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十一条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 略

おりとすること。

イ 略

ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

二 略

2・3 略

第八十条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、当該事業

を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当

たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）を置かなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十一条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設

であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならない。

2 略

第八十八条 指定介護予防居宅療養管理指導

の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師

、歯科衛生士等（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、これらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導

事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ことに置くべき指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次のとおりとする。

イ 略

ロ 薬剤師、歯科衛生士等又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた
適当数

二 略

2 略

第九十条 指定介護予防居宅療養管理指導事

第八十八条 指定介護予防居宅療養管理指導

の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、

看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）

、歯科衛生士等（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対し、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、これらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第八十九条 指定介護予防居宅療養管理指導

事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ことに置くべき指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たる従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

一 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 次のとおりとする。

イ 略

ロ 薬剤師、看護職員、歯科衛生士等又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた
適当数

二 略

三 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下この章において同じ。）である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 看護職員を一以上置くこと。

2 略

第九十条 指定介護予防居宅療養管理指導事

業所は、病院、診療所又は薬局
 であつて、指定介護予
 防居室療養管理指導の事業の運営に必要な
 広さを有し、かつ、指定介護予防居室療養
 管理指導の提供に必要な設備及び備品等を
 備えているものでなければならない。

2 略

(運営規程)

第九十二条 指定介護予防居室療養管理指導
 事業者は、指定介護予防居室療養管理指導
 事業所ごとに、運営規程（次に掲げる事業
 の運営についての重要事項に関する規程を
 いう。）を定めておかなければならない。

一 四 略

五 通常の事業の実施地域

六 略

(指定介護予防居室療養管理指導の具体的
 取扱方針)

第九十六条 略

2 略

第百十九条 指定介護予防通所リハビリテー
 ション事業所は、指定介護予防通所リハビ
 リテーションの提供にふさわしい専用の部
 屋等であつて三平方メートルに利用定員

業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問
 看護ステーション等であつて、指定介護予
 防居室療養管理指導の事業の運営に必要な
 広さを有し、かつ、指定介護予防居室療養
 管理指導の提供に必要な設備及び備品等を
 備えているものでなければならない。

2 略

(運営規程)

第九十二条 指定介護予防居室療養管理指導
 事業者は、指定介護予防居室療養管理指導
 事業所ごとに、運営規程（次に掲げる事業
 の運営についての重要事項に関する規程を
 いう。）を定めておかなければならない。

一 四 略

五 略

(指定介護予防居室療養管理指導の具体的
 取扱方針)

第九十六条 略

2 略

3 看護職員の行う指定介護予防居室療養管
 理指導の方針は、次に掲げるところによる
 ものとする。

一 指定介護予防居室療養管理指導の提供
 に当たっては、介護予防支援事業者等に
 対し介護予防サービス計画の作成等に必
 要な情報を提供し、並びに利用者からの
 療養上の相談に応じ、及び当該利用者
 に対し療養上の支援を行うこと。

二 指定介護予防居室療養管理指導の提供
 に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用
 者又はその家族に対し療養上必要な事項
 について、理解しやすいように指導し、
 又は助言すること。

三 利用者ごとに、提供した指定介護予
 防居室療養管理指導の内容について、速や
 かに記録を作成するとともに、医師又は
 介護予防支援事業者等に報告すること。

第百十九条 指定介護予防通所リハビリテー
 ション事業所は、指定介護予防通所リハビ
 リテーションの提供にふさわしい専用の部
 屋等であつて三平方メートルに利用定員

(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)の数を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションの用に供するものに限る。)の面積を加えるものとする。

2.3 略

(従業者の員数)

第三十条 略

2.3 略

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5.7 略

第六十五条 略

第七節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

(当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。)の数を乗じて得た面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設

2.3 略

(従業者の員数)

第三十条 略

2.3 略

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム(老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。)、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設(以下「特別養護老人ホーム等」という。)に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であつて当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの(以下「併設事業所」という。)については、老人福祉法、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5.7 略

第六十五条 略

第百六十五条之二 介護予防短期入所生活介

護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第百四条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第百条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部若しくは一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該共生型介護予防短期入所生活介護の事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。

二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支

援を受けていること。

(準用)

第六十五條之三 第五十一條之三から第五十一條の七まで、第五十一條の九、第五十一條の十、第五十一條の十三、第五十二條の二、第五十二條の三、第五十四條、第五十五條の四から第五十五條の十一、第二百一十一條の二、第二百一十一條の四、第二百二十九條及び第三百一十一條並びに第四節(第四十三條を除く。)及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十五條の四中「運営規程」とあるのは「第百二十九條に規定する運営規程」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第二百一十一條の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三百四十四條第一項及び第三百三十八條中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第八節 略

第七十四條 指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一〜四 略

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定

第七節 略

第七十四條 指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

一〜四 略

2 略

第七十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 三 略

四 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所（前二号に該当するものを除く。）にあつては、次のとおりとする。

イ 略

ロ 浴室を有すること。

ハ 略

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年栃木県条例第二十三号）第四十三条に規定するユニット型介護医療院をいう。第百九十二条及び第百九十六条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

2・3 略

（対象者）

第七十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同

2 略

第七十五条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一 三 略

四 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所（前二号に該当するものを除く。）にあつては、次のとおりとする。

イ 略

ロ 食堂及び浴室を有すること。

ハ 略

2・3 略

（対象者）

第七十六条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、又はその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同

じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(定員の遵守)

第八十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一〜三 略

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第九十二条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〜四 略

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 略

(定員の遵守)

第九十六条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護及びユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対し同時に指定

じ。)において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

(定員の遵守)

第八十条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対し同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一〜三 略

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第九十二条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

一〜四 略

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

2 略

(定員の遵守)

第九十六条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護及びユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)の数以上の利用者に対し同時に指定

介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 略

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

(身体的拘束等の禁止)

第二百十二条 略

2 略

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(趣旨)

第二百二十六条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の介護予防特定施設従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下「受託介護予防サービス事業者」という。）により当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機

介護予防短期入所療養介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 略

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

(身体的拘束等の禁止)

第二百十二条 略

2 略

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(趣旨)

第二百二十六条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であつて、当該指定介護予防特定施設の介護予防特定施設従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下「受託介護予防サービス事業者」という。）により当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機

能訓練及び療養上の世話（以下「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百五十一条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百三十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じた情報の収集その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る当該利用者の同意を得ること。

二〜六 略

- 七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

（介護予防福祉用具貸与計画の作成）

第二百五十二条 略

2・3 略

- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

5〜8 略

附 則

能訓練及び療養上の世話（以下「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

（指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第二百五十一条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第二百三十八条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じた情報の収集その他の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る当該利用者の同意を得ること。

二〜六 略

- 七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

（介護予防福祉用具貸与計画の作成）

第二百五十二条 略

2・3 略

- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

5〜8 略

附 則

第十三条 略

第十四条 第二百四十四条の規定にかかわらず、

療養病床若しくは健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第四条第二項に規定する病床（以下「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行つて指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- 一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士等により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
- 二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適當数

第十五条 第二百二十八条の規定にかかわらず、

療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指

第十三条 略

定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十六条 第二百六条及び第二百三十条の規

定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成二十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第九条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、速やかに、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の紹介その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第九条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、速やかに、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設 の紹介その他の適切な措置を講じなければならない。</p>
<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を</p>	<p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2～5 略</p>

検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7| 略

第二十五条 略

(緊急時等の対応方法)

第二十五条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第五条第一項第一号の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(運営規程)

第二十九条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十五条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 五 略

六 緊急時等における対応方法

七・八 略

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十八条 略

2 七 略

8| ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

6| 略

第二十五条 略

(運営規程)

第二十九条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第三十五条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

一 五 略

六・七 略

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第四十八条 略

2 七 略

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

9| 略

(運営規程)

第五十二条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ

一 六 略

七 緊急時等における対応方法

八・九 略

附 則

第五条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第六条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第六条 一般病床又は療養病床を有する診療

8| 略

(運営規程)

第五十二条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければ

一 六 略

七・八 略

附 則

第五条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第六条第一項第七号イの規定にかかわらず、食堂は、一平方メートルに入所定員の数を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

第六条 一般病床又は療養病床を有する診療

所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第六条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに適合するものとする。

一・二 略

第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅の基準については、第六条第一項第八号及び第四十六条第一項第四号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第六条第一項第七号イの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに適合するものとする。

一・二 略

第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を指定介護老人福祉施設の用に供することをいう。）を行い、指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅の基準については、第六条第一項第八号及び第四十六条第一項第四号の規定にかかわらず、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（介護保健施設サービスの取扱方針）</p> <p>第十六条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p>	<p>（介護保健施設サービスの取扱方針）</p> <p>第十六条 略</p> <p>2～5 略</p>

一 身体的拘束等の適正化のための対策を
検討する委員会を三月に一回以上開催す
るとともに、その結果について、介護職
員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を
整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体
的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

7| 略

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第四十七条 略

2~7 略

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的
拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措
置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を
検討する委員会を三月に一回以上開催す
るとともに、その結果について、介護職
員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を
整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体
的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

9| 略

附 則

第五条 一般病床、精神病床（健康保険法等
の一部を改正する法律（平成十八年法律第
八十三号）附則第三百十条の二第一項の規
定によりなおその効力を有するものとされ
た介護保険法施行令（平成十年政令第四百
十二号）第四条第二項に規定する病床に係
るものに限る。以下同じ。）又は療養病床
を有する病院の開設者が、当該病院の一般
病床、精神病床又は療養病床を平成三十六
年三月三十一日までの間に転換（当該病院
の一般病床、精神病床又は療養病床の病床
数を減少させるとともに、当該病院の施設
を介護老人保健施設の用に供することをい
う。以下この条において同じ。）を行い、

一 身体的拘束等の適正化のための対策を
検討する委員会を三月に一回以上開催す
るとともに、その結果について、介護職
員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を
整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体
的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

6| 略

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第四十七条 略

2~7 略

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的
拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措
置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を
検討する委員会を三月に一回以上開催す
るとともに、その結果について、介護職
員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を
整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体
的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

8| 略

附 則

第五条 一般病床、精神病床（健康保険法等
の一部を改正する法律（平成十八年法律第
八十三号）附則第三百十条の二第一項の規
定によりなおその効力を有するものとされ
た介護保険法施行令（平成十年政令第四百
十二号）第四条第二項に規定する病床に係
るものに限る。以下同じ。）又は療養病床
を有する病院の開設者が、当該病院の一般
病床、精神病床又は療養病床を平成三十年
三月三十一日までの間に転換（当該病院
の一般病床、精神病床又は療養病床の病床
数を減少させるとともに、当該病院の施設
を介護老人保健施設の用に供することをい
う。以下この条において同じ。）を行い、

介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第五条第二項第二号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設の用に供することをいう。以下この条において同じ。）を行い、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第五条第二項第二号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに適合するものとする。

一・二 略

第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第六条第一項第一号の規定は、適用しない。

第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第六条第一

介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第五条第二項第二号中「二平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

第六条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設の用に供することをいう。以下この条において同じ。）を行い、介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）を開設する場合における当該転換に係る食堂については、第五条第二項第二号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに適合するものとする。

一・二 略

第七条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る建物については、第六条第一項第一号の規定は、適用しない。

第八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターについては、第六条第一

項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

第九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第五号イ及び第四十五条第四項第五号イの規定にかかわらず、廊下の幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

項第二号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ一以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は二階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあつては、百平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を一とすることができる」とする。

第九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換を行い、介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下については、第六条第一項第五号イ及び第四十五条第四項第五号イの規定にかかわらず、廊下の幅は、一・二メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、一・六メートル以上とする。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（指定介護療養施設サービスの取扱方針）</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 ～ 5 略</p> <p>6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること</p>	<p>（指定介護療養施設サービスの取扱方針）</p> <p>第十七条 略</p> <p>2 ～ 5 略</p>

と。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

7| 略

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第四十八条 略

2～7 略

8| ユニット型指定介護療養型医療施設は、
身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲
げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を
検討する委員会を三月に一回以上開催す
るとともに、その結果について、介護職
員その他の従業者に周知徹底を図ること。
と。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を
整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体
的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

9| 略

と。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を
整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体
的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

6| 略

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第四十八条 略

2～7 略

8| 略

(栃木県手数料条例の一部改正)

第九条 栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改
正する。

改正後		改正前	
別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)		別表第一 (第二条、第三条、第五条関係)	
事 務	金 額	事 務	金 額
一～二百八 略		一～二百八 略	
二百八の二 介護保 険法第七十七条第一 項の規定に基づく 介護医療院の開設 の許可の申請に対 する審査	六万三千元		

<p>二百八の三 介護保 険法第七條第二 項の規定に基づ く 介護医療院の変 更 (知事が定めるも のに限る。)の許 可の申請に対する 審査</p>	<p>三万三千円</p>	
<p>二百九く五百十七 略</p>		<p>二百九く五百十七 略</p>
<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>	

(栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正)

第十条 栃木県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十九年栃木県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸与の対象)</p> <p>第二条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 養成施設を卒業し、又は看護学修士課程を修了した後、次に掲げる県内の施設等(二に掲げる施設にあつては、県外の施設を含む。以下「医療機関等」という。)において業務に従事する意思を有すること。</p> <p>イくニ 略</p> <p>ホ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院</p> <p>へ・ト 略</p>	<p>(貸与の対象)</p> <p>第二条 修学資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 養成施設を卒業し、又は看護学修士課程を修了した後、次に掲げる県内の施設等(二に掲げる施設にあつては、県外の施設を含む。以下「医療機関等」という。)において業務に従事する意思を有すること。</p> <p>イくニ 略</p> <p>ホ 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設</p> <p>へ・ト 略</p>

(栃木県准看護師修学資金貸与条例の一部改正)

第十一条 栃木県准看護師修学資金貸与条例(平成二十九年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸与の対象)</p> <p>第二条 修学資金の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 養成所を卒業した後、次に掲げる県内の施設等（ロに掲げる施設にあつては、県外の施設を含む。以下「医療機関等」という。）において准看護師の業務に従事する意思を有すること。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院</p> <p>ニ・ホ 略</p>	<p>(貸与の対象)</p> <p>第二条 修学資金の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 養成所を卒業した後、次に掲げる県内の施設等（ロに掲げる施設にあつては、県外の施設を含む。以下「医療機関等」という。）において准看護師の業務に従事する意思を有すること。</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設</p> <p>ニ・ホ 略</p>

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の廃止)

第十二条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年栃木県条例第六十号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二百五十五号第一号の改正規定及び第五条中指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第二百五十一号第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスを行つている事業所において行われる第四条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第九十条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例第九十条から第九十二条まで及び第九十五条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の際現に介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行つている事業所において行われる第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第八十八条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員が行うものについては、旧指定介護予防サービス等基準条例第八十八条から第九十条まで及び第九十六条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。

(高齢対策課)

栃木県条例第二十六号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p><u>第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第四十五条の二～第四十五条の四)</u></p> <p>第六節 略</p> <p>第三章 略</p> <p>第四章 生活介護</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p><u>第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第九十六条の二～第九十六条の五)</u></p> <p>第六節 略</p> <p>第五章 短期入所</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p><u>第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第百十一条の二～第百十一条の四)</u></p> <p>第六節 略</p> <p>第六章・第七章 略</p> <p>第八章 自立訓練(機能訓練)</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p><u>第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準(第百五十条の二～第百五十条の四)</u></p> <p>第六節 略</p> <p>第九章 自立訓練(生活訓練)</p> <p>第一節～第四節 略</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p>第五節 略</p> <p>第三章 略</p> <p>第四章 生活介護</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p>第五節 略</p> <p>第五章 短期入所</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p>第五節 略</p> <p>第六章・第七章 略</p> <p>第八章 自立訓練(機能訓練)</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p>第五節 略</p> <p>第九章 自立訓練(生活訓練)</p> <p>第一節～第四節 略</p>

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百六十条の二―第百六十条の四）

第六節 略

第十章 就労移行支援

第一節―第三節 略

第四節 運営に関する基準（第百六十七条の二―第百七十二条）

第十一章・第十二章 略

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針（第百九十四条の二）

第二節 人員に関する基準（第百九十四条の三・第百九十四条の四）

第三節 設備に関する基準（第百九十四条の五）

第四節 運営に関する基準（第百九十四条の六―第百九十四条の十二）

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針（第百九十四条の十三）

第二節 人員に関する基準（第百九十四条の十四・第百九十四条の十五）

第三節 設備に関する基準（第百九十四条の十六）

第四節 運営に関する基準（第百九十四条の十七―第百九十四条の二十）

第十五章 共同生活援助

第一節―第四節 略

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百九十一条の二・第百九十一条の三）

第二款 人員に関する基準（第百九十一条の四・第百九十一条の五）

第三款 設備に関する基準（第百九十一条の六）

第四款 運営に関する基準（第百九十一条の七―第百九十一条の十一）

第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに

第五節 略

第十章 就労移行支援

第一節―第三節 略

第四節 運営に関する基準（第百六十八条―第百七十二条）

第十一章・第十二章 略

第十三章 共同生活援助

第一節―第四節 略

第五節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに

人員、設備及び運営に関する基準

- 第一款 この節の趣旨及び基本方針
(第二百一条の十二・第二百一条の十三)
- 第二款 人員に関する基準 (第二百一条の十四・第二百一条の十五)
- 第三款 設備に関する基準 (第二百一条の十六)
- 第四款 運営に関する基準 (第二百一条の十七・第二百一条の二十
二)

第十六章 第十九章 略

附則

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項第二号イ、第三十六条第三項第一号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条の二第一項各号並びに第四十二条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 略

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 略

五 共生型障害福祉サービス 法第四十一条の二第一項の申請に係る法第二十九条第一項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

六 略

七 **多機能型** 第八十条に規定する指定生活介護の事業、第四百四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第五百五十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第六百六十三条に規定する

人員、設備及び運営に関する基準

- 第一款 この節の趣旨及び基本方針
(第二百一条の二・第二百一条の三)
- 第二款 人員に関する基準 (第二百一条の四・第二百一条の五)
- 第三款 設備に関する基準 (第二百一条の六)
- 第四款 運営に関する基準 (第二百一条の七・第二百一条の十二
一)

第十四章 第十七章 略

附則

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項第二号イ、第三十六条第三項第一号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）
並びに第四十二条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第二条 略

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 略

五 略

六 **多機能型** 第八十条に規定する指定生活介護の事業、第四百四十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第五百五十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第六百六十三条に規定する

指定就労移行支援の事業、第七十二条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第八十一条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第八十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三章、第四章及び第七章から第十五章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該利用者に対し指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、当該利用者に対し適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 略

第四十五条 略

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十五条の二 居宅介護に係る共生型障害

指定就労移行支援の事業、第七十二条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第七十二条に規定する指定放課後等

デイサービスの事業、及び指定通所支援基準条例第八十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三章、第四章及び第七章から第十二章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき当該利用者に対し指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、当該利用者に対し適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 略

第四十五条 略

福祉サービス（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所の提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者数が指定訪問介護の利用者数と共生型居宅介護の利用者数との合計数であるとした場合において当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型居宅介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第四十五条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型重度訪問介護」という。）の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所の提供する指定訪問介護の利用者数が指定訪問介護の利用者数と共生型重度訪問介護の利用者数との合計数であるとした場合において当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 二 共生型重度訪問介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四十五条の四 第五条(第三項及び第四項を除く。)、第六条第二項及び第三項、第七条並びに前節(第四十五条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第六節 略

(準用)

第五十条 第五条第一項及び第四節(第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十九条、第三十四条及び第四十五条を除く。次項において同じ。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

2 第五条(第一項を除く。)、第四節及び第四十六条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

第八十八条 略

(職場への定着のための支援の実施)

第八十八条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)その他の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

第九十六条 略

第五節 略

(準用)

第五十条 第五条第一項及び前節(第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条第一項、第二十九条、第三十四条及び第四十五条を除く。次項において同じ。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

2 第五条(第一項を除く。)、前節及び第四十六条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

第八十八条 略

第九十六条 略

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第九十六条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)
又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)
が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)
又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準条例第七十三条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)
(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)
の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等の提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第五条に規定する指定児童発達支援をいう。)
又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)
(以下「指定児童発達支援等」という。)
を受けける障害児の数が指定児童発達支援等を受けける障害児の数と共生型生活介護の利用者数との合計数であるとした場合において当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第九十六条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス

等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。))が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。))又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。))の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第百二条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。))の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。))又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))の利用者数と共生型生活介護の利用者数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等の提供する指定通所介護等の利用者数が指定通所介護等の利用者数と共生型生活介護の利用者数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模

多機能型居宅介護事業者等の基準)

第九十六条の四 共生型生活介護の事業を行

う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指
定地域密着型サービス基準第六十三条第一
項に規定する指定小規模多機能型居宅介護
事業者をいう。)、指定看護小規模多機能
型居宅介護事業者(指定地域密着型サービ
ス基準第七十一条第一項に規定する指定
看護小規模多機能型居宅介護事業者をい
う。)又は指定介護予防小規模多機能型居
宅介護事業者(指定地域密着型介護予防
サービスの事業の人員、設備及び運営並び
に指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準(平成十八年厚生労働省令第三十
六号。以下「指定地域密着型介護予防サー
ビス基準」という。))第四十四条第一項に
規定する指定介護予防小規模多機能型居宅
介護事業者をいう。以下同じ。)(以下
「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」
という。)が当該事業に関し満たすべき基
準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所
(指定地域密着型サービス基準第六十三
条第一項に規定する指定小規模多機能型
居宅介護事業所をいう。)、指定看護小
規模多機能型居宅介護事業所(指定地域
密着型サービス基準第七十一条第一項
に規定する指定看護小規模多機能型居宅
介護事業所をいう。)又は指定介護予防
小規模多機能型居宅介護事業所(指定地
域密着型介護予防サービス基準第四十四
条第一項に規定する指定介護予防小規模
多機能型居宅介護事業所をいう。以下同
じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅
介護事業所等」という。)の登録定員
(当該指定小規模多機能型居宅介護事業
所等の登録者(指定地域密着型サービス
基準第六十三条第一項若しくは第七十
一条第一項又は指定地域密着型介護予防
サービス基準第四十四条第一項に規定す
る登録者をいう。以下同じ。)の数と共
生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓
練)(第百五十条の二に規定する共生型
自立訓練(機能訓練)をいう。)若しく

は共生型自立訓練（生活訓練）（第六十条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第五十五条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第七十八条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条、第五十条の三及び第六十条の三において同じ。）が二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第九十八条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」とい

う。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数と共生型通いサービスを受けける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第五十条の三及び第六十条の三において同じ。)が登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十人)までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号の居間及び食堂をいう。以下同じ。)が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数と共生型通いサービスを受けける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条

又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第九十六条の五 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十三条、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条、第八十二条及び前節(第九十六条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第六節 略

(基準該当生活介護の基準)

第九十七条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第二百六条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等

(Blank lines for content)

であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困

第五節 略

(基準該当生活介護の基準)

第九十七条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第二百六条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第九十二条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)

又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困

難な障害者に対し指定通所介護等

を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等

の食堂及び機能訓練室

の面積を、指定通所介護等の利用者数と基準該当生活介護を受ける利用者数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

三・四 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に關する特例)

第九十八条 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第百十二条、第百五十一条の二及び第百六十一条の二において

同じ。)が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第百十二条、第百五十一条の二及び第百六十一条の二において

難な障害者に対し指定通所介護(指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)(又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)

の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十一条第二項第一号の食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護等の利用者数と基準該当生活介護を受ける利用者数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

三・四 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に關する特例)

第九十八条 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十二条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。))が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型

同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第百二十二条、第百五十一条の二及び第百六十一条の二において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第百二十二条、第百五十一条の二及び第百六十一条の二において同じ)

一。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者を除く。第百五十一条の二及び第百六十一条の二において同じ。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。)が二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サ

居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項に規定する通いサービスをいう。以下

同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第百七十一条第一項に規定する登録者をいう。以下

同じ。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。次号において同じ。)が二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定

ライト型指定介護予防小規模多機能型
居宅介護事業所を除く。以下この条、第
百十二条、第百五十一条の二及び第百六
十一条の二において同じ。) にあつて
は、十八人) 以下であること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業
所等の通いサービスの利用定員(当該指
定小規模多機能型居宅介護事業所等の通
いサービスの利用者数とこの条の規定に
より基準該当生活介護とみなされる通い
サービス、第百五十一条の二の規定によ
り基準該当自立訓練(機能訓練)とみな
される通いサービス若しくは第百六十一
条の二の規定により基準該当自立訓練
(生活訓練)とみなされる通いサービス
又は指定通所支援基準条例第六十一条の
二の規定により基準該当児童発達支援と
みなされる通いサービス若しくは指定通
所支援基準条例第八十一条において準用
する指定通所支援基準条例第六十一条の
二の規定により基準該当放課後等デイ
サービスとみなされる通いサービスを受
ける障害者及び障害児の数との合計数の
一日当たりの上限をいう。以下この号に
おいて同じ。) が登録定員の二分の一か
ら十五人(登録定員が二十五人を超える
指定小規模多機能型居宅介護事業所等
にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員
の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲
げる利用定員、サテライト型指定小規模
多機能型居宅介護事業所等にあつては十
二人) までの範囲内であること。

略

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業
所等の居間及び食堂(指定地域密着型
介護予防サービス基準第四十八条第二項
第一号の居間及び食堂を除く。第百五十
一条の二及び第百六十一条の二において
同じ。) が機能を十分に発揮し得る適当
な広さを有すること。

四・五 略

(従業者の員数)

地域密着型サービス基準第六十二条第七
項に規定するサテライト型指定小規模多
機能型居宅介護事業所をいう。以下
(同じ。) にあつて

は、十八人) 以下であること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業
所等の通いサービスの利用定員(当該指
定小規模多機能型居宅介護事業所等の通
いサービスの利用者数とこの条の規定に
より基準該当生活介護とみなされる通い
サービス、第百五十一条の二の規定によ
り基準該当自立訓練(機能訓練)とみな
される通いサービス若しくは第百六十一
条の二の規定により基準該当自立訓練
(生活訓練)とみなされる通いサービス
又は指定通所支援基準条例第六十一条の
二の規定により基準該当児童発達支援と
みなされる通いサービス若しくは指定通
所支援基準条例第八十一条において準用
する指定通所支援基準条例第六十一条の
二の規定により基準該当放課後等デイ
サービスとみなされる通いサービスを受
ける障害者及び障害児の数との合計数の
一日当たりの上限をいう。以下この号に
おいて同じ。) が登録定員の二分の一か
ら十五人(登録定員が二十五人を超える
指定小規模多機能型居宅介護事業所等
にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員
の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲
げる利用定員、サテライト型指定小規模
多機能型居宅介護事業所 にあつては十
二人) までの範囲内であること。

略

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業
所等の居間及び食堂(指定地域密着型
サービス基準第六十七条第二項第一号又
は第七十五条第二項第一号の居間及び
食堂をいう。以下
同じ。) が機能を十分に発揮し得る適当
な広さを有すること。

四・五 略

(従業者の員数)

第百一条 法第五条第八項に規定する施設が、指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及びその併設事業所に置くべき従業員の総数は、次のとおりとする。

一 略

二 第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練（以下「宿泊型自立訓練」という。）の事業を行う者に限る。）、第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者、第二百一条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第二百一条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合、次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と第百五十二条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第百九十五条に規定する指定共同生活援助、第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第二百一条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）とを同時に提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第二百一条

第百一条 法第五条第八項に規定する施設が、指定短期入所の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及びその併設事業所に置くべき従業員の総数は、次のとおりとする。

一 略

二 第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練（以下「宿泊型自立訓練」という。）の事業を行う者に限る。）、第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業者
又は第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合、次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と第百五十二条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第百九十五条に規定する指定共同生活援助、又は第二百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）とを同時に提供する時間帯 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第百九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）

の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。

以下この章において同じ。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(第二百一条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)の利用者の数と併設事業所の利用者の数との合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いて指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 略

二 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(第二百一条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と指定自立訓練(生活訓練)等(第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)とを同時に提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等(日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおいて同じ。)の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数との合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(第二百一条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の利用者の数と併設事業所の利用者の数との合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いて指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

一 略

二 指定自立訓練(生活訓練)事業者等(第二百一条の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と指定自立訓練(生活訓練)等(第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。)とを同時に提供する時間帯 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等(日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおいて同じ。)の利用者の数と空床利用型事業所の利用者の数との合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 略

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所、第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第五百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第六百六十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第七百七十四条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）若しくは第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の二第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定生活介護、第四百四十二条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第五百五十二条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第七百七十二条に規定する指定就労継続支援A型、第八十六条に規定する指定就労継続支援B型若しくは第九十五条に規定する指定共同生活援助、第二百一条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第二百一条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の二第一項に規定する指定通所支援を提供する時間帯
当該指定生活介護事業所等の利用者の数と当該単独型事業所の利用者の数との合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等にお

ロ 略

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次のとおりとする。

一 指定生活介護事業所、第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第五百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第六百六十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第七百七十四条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）若しくは第九十六条第一項に規定する指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の二第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次に掲げる時間帯の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定生活介護、第四百四十二条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第五百五十二条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第七百七十二条に規定する指定就労継続支援A型、第八十六条に規定する指定就労継続支援B型若しくは第九十五条に規定する指定共同生活援助、第二百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の二第一項に規定する指定通所支援を提供する時間帯
当該指定生活介護事業所等の利用者の数と当該単独型事業所の利用者との数との合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等にお

る生活支援員又はこれに準ずる従業者
として必要とされる数以上

ロ 略

二 略

第百十一条 略

第五節 共生型障害福祉サービスに
関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入
所生活介護事業者等の基準)

第百十一条の二 短期入所に係る共生型障害

福祉サービス(以下「共生型短期入所」と
いう。)の事業を行う指定短期入所生活介
護事業者(指定居宅サービス等基準条例第
百四十八条第一項に規定する指定短期入所
生活介護事業者をいう。)又は指定介護予
防短期入所生活介護事業者(指定介護予防
サービス等の事業の人員、設備及び運営並
びに指定介護予防サービス等に係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基
準等を定める条例(平成二十五年栃木県条
例第十五号。以下「指定介護予防居宅サー
ビス等基準条例」という。)第三十条
第一項に規定する指定介護予防短期入所生
活介護事業者をいう。)が当該事業に関し
満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定短期入所生活介護事業所(指定居
宅サービス等基準条例第百四十八条第一
項に規定する指定短期入所生活介護事業
所をいう。)又は指定介護予防短期入所
生活介護事業所(指定介護予防居宅サー
ビス等基準条例第三十条第二項に規定
する指定介護予防短期入所生活介護事業
所をいう。)(以下「指定短期入所生活
介護事業所等」という。)の居室の面積
を、指定短期入所生活介護(指定居宅
サービス等基準条例第百四十七条に規定
する指定短期入所生活介護をいう。)又
は指定介護予防短期入所生活介護(指定
介護予防居宅サービス等基準条例第百二
十九条に規定する指定介護予防短期入所
生活介護をいう。)(以下「指定短期入
所生活介護等」という。)の利用者数と

る生活支援員又はこれに準ずる従業者
として必要とされる数以上

ロ 略

二 略

第百十一条 略

共生型短期入所の利用者数との合計数で除して得た面積が、十・六五平方メートル以上であること。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等の提供する指定短期入所生活介護等の利用者数が指定短期入所生活介護等の利用者数と共生型短期入所の利用者数との合計数であるとした場合において当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第百十一条の三 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハ若しくは第七十五条第二項第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項若しくは第七十一条第六項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第五項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。）の利用定員から個室の定員を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の提供する宿泊サービスの利用者数が宿泊サービスの利用者数と共生型短期入所の利用者数との合計数であるとした場合において当該指

定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型短期入所の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百十一条の四 第十一条、第十三条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十八条から第四十四条まで、第五十三条、第六十三条、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条、第七十七条、第九十条、第九十二条から第九十五条まで、第百条及び前節(第百十条及び第百十一条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第六節 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に關する特例)

第百十二条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に關し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者等

一 であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に

第五節 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に關する特例)

第百十二条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に關し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者又

は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に

対し指定小規模多機能型居宅介護等
 のうち宿
 泊サービス（指定地域密着型サービス基
 準第六十三条第五項又は第七十一条第
 六項に規定する宿泊サービスをいう。以
 下この条において同じ。）を提供するも
 のであること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業
 所等の宿泊サービスの利用定員（当該指
 定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿
 泊サービスの利用者数と基準該当短期入
 所の提供を受ける障害者及び障害児の数
 との合計数の一日当たりの上限をいう。
 次号において同じ。）が通いサービスの
 利用定員（当該指定小規模多機能型居宅
 介護事業所等の通いサービスの利用者数
 と第九十八条の規定により基準該当生活
 介護とみなされる通いサービス、第五百
 十一条の二の規定により基準該当自立訓
 練（機能訓練）とみなされる通いサービ
 ス若しくは第六十一条の二の規定によ
 り基準該当自立訓練（生活訓練）とみな
 される通いサービス又は指定通所支援基
 準条例第六十一条の二の規定により基準
 該当児童発達支援とみなされる通いサー
 ビス若しくは指定通所支援基準条例第八
 十一条において準用する指定通所支援基
 準条例第六十一条の二の規定により基準
 該当放課後等デイサービスとみなされる
 通いサービスを受ける障害者及び障害児
 の数との合計数の一日当たりの上限をい
 う。）の三分の一から九人（サテライト
 型指定小規模多機能型居宅介護事業所等
 にあつては、六人）までの範囲内である
 こと。

三・四 略

（従業者の員数）

第百十五条 略

2・3 略

4 サービス提供責任者のうち一人以上は、
 常勤でなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第百二十一条 指定重度障害者等包括支援事

対し指定小規模多機能型居宅介護又は指
 定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿
 泊サービス（指定地域密着型サービス基
 準第六十三条第五項又は第七十一条第
 六項に規定する宿泊サービスをいう。以
 下この条において同じ。）を提供するも
 のであること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業
 所等の宿泊サービスの利用定員（当該指
 定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿
 泊サービスの利用者数と基準該当短期入
 所の提供を受ける障害者及び障害児の数
 との合計数の一日当たりの上限をいう。
 次号において同じ。）が通いサービスの
 利用定員（当該指定小規模多機能型居宅
 介護事業所等の通いサービスの利用者数
 と第九十八条の規定により基準該当生活
 介護とみなされる通いサービス、第五百
 十一条の二の規定により基準該当自立訓
 練（機能訓練）とみなされる通いサービ
 ス若しくは第六十一条の二の規定によ
 り基準該当自立訓練（生活訓練）とみな
 される通いサービス又は指定通所支援基
 準条例第六十一条の二の規定により基準
 該当児童発達支援とみなされる通いサー
 ビス若しくは指定通所支援基準条例第八
 十一条において準用する指定通所支援基
 準条例第六十一条の二の規定により基準
 該当放課後等デイサービスとみなされる
 通いサービスを受ける障害者及び障害児
 の数との合計数の一日当たりの上限をい
 う。）の三分の一から九人（サテライト
 型小規模多機能型居宅介護事業所
 にあつては、六人）までの範囲内である
 こと。

三・四 略

（従業者の員数）

第百十五条 略

2・3 略

4 サービス提供責任者のうち一人以上は、
 専任かつ常勤でなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第百二十一条 指定重度障害者等包括支援事

業者は、次条第一項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2・3 略

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第二十二條 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として具体的なサービスの内容等を定めた重度障害者等包括支援計画

を作成しなければならない。

2| サービス提供責任者は、第一項の規定により重度障害者等包括支援計画を作成した際は、当該利用者又はその同居の家族に対し、当該重度障害者等包括支援計画の内容について説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を記載した書面を交付しなければならない。

3| サービス提供責任者は、第一項の規定により重度障害者等包括支援計画を作成した後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

4| 第一項及び第二項の規定は、前項の重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

業者は、次条第一項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2・3 略

(サービス利用計画の作成)

第二十二條 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として具体的なサービスの内容等を定めた重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

2| サービス提供責任者は、前項の規定によりサービス利用計画を作成するに当たっては、サービス担当者会議（当該サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に定めた障害福祉サービスの担当者（以下この項において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該担当者に対し専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3| サービス提供責任者は、第一項の規定によりサービス利用計画を作成した際は、当該利用者又はその同居の家族に対し、当該サービス利用計画の内容について説明するとともに、当該サービス利用計画を記載した書面を交付しなければならない。

4| サービス提供責任者は、第一項の規定によりサービス利用計画を作成した後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5| 第一項から第三項までの規定は、前項のサービス利用計画の変更について準用する。

第百四十三条 自立訓練（機能訓練）（省令第六條の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう

、省令第六條の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第百五十条 第十一条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで及び第八十八條の二から第九十五條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百五十條において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百四十七條第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第百四十七條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第百五十條において準用する第二十一條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第百五十條において準用する第九十一條」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第百五十條」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第百五十條の二 自立訓練（機能訓練）に係

第百四十三条 自立訓練（機能訓練）（省令第六條の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六條の七第一号

に規定する者に対し、省令第六條の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第百五十条 第十一条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで及び第八十九條から第九十五條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百五十條において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百四十七條第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第百四十七條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第百五十條において準用する第二十一條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第百五十條において準用する第九十一條」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第百五十條」と読み替えるものとする。

る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等の提供する指定通所介護等の利用者数が指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第五十条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員が二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員が登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内で

あること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百五十条の四 第十一条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十二條まで、第五十三條、第六十条から第六十三條まで、第六十九條、第七十一条から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十二條、第八十八條の二から第九十五條まで、第百四十三條及び前節（第百五十條を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第六節 略

第五節 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に
関する特例)

第五十一条の二 次に掲げる基準を満たし
た指定小規模多機能型居宅介護事業者等

が、地域において自立訓練（機能訓練）が
提供されていないこと等により自立訓練
（機能訓練）を受けることが困難な障害者
に対し、指定小規模多機能型居宅介護等

のうち通

いサービスを提供する場合には、当該通
いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）
と、当該通いサービスを行う指定小規模多
機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓
練（機能訓練）事業所とみなす。この場合
において、前条の規定は、当該指定小規模
多機能型居宅介護事業所等については、適
用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業
所等の登録定員（当該指定小規模多機能
型居宅介護事業所等の登録者の数とこの
条の規定により基準該当自立訓練（機能
訓練）とみなされる通いサービス、第九
十八条の規定により基準該当生活介護と
みなされる通いサービス若しくは第六十
一条の二の規定により基準該当自立訓
練（生活訓練）とみなされる通いサービ
ス又は指定通所支援基準条例第六十一
条の二の規定により基準該当児童発達支
援とみなされる通いサービス若しくは指
定通所支援基準条例第八十一条において
準用する指定通所支援基準条例第六十
一条の二の規定により基準該当放課後等
デイサービスとみなされる通いサービス
を利用するために当該指定小規模多機能
型居宅介護事業所等に登録を受けた障害
者及び障害児の数との合計数の上限を
いう。次号において同じ。）が二十九人（サ
テライト型指定小規模多機能型居宅介
護事業所等にあつては、十八人）以下
であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業
所等の通いサービスの利用定員（当該指
定小規模多機能型居宅介護事業所等の
通いサービスの利用者数とこの条の規
定に

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に
関する特例)

第五十一条の二 次に掲げる基準を満たし
た指定小規模多機能型居宅介護事業者又は

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
が、地域において自立訓練（機能訓練）が
提供されていないこと等により自立訓練
（機能訓練）を受けることが困難な障害者
に対し、指定小規模多機能型居宅介護又は

指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通

いサービスを提供する場合には、当該通
いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）
と、当該通いサービスを行う指定小規模多
機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓
練（機能訓練）事業所とみなす。この場合
において、前条の規定は、当該指定小規模
多機能型居宅介護事業所等については、適
用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業
所等の登録定員（当該指定小規模多機能
型居宅介護事業所等の登録者の数とこの
条の規定により基準該当自立訓練（機能
訓練）とみなされる通いサービス、第九
十八条の規定により基準該当生活介護と
みなされる通いサービス若しくは第六十
一条の二の規定により基準該当自立訓
練（生活訓練）とみなされる通いサービ
ス又は指定通所支援基準条例第六十一
条の二の規定により基準該当児童発達支
援とみなされる通いサービス若しくは指
定通所支援基準条例第八十一条において
準用する指定通所支援基準条例第六十
一条の二の規定により基準該当放課後等
デイサービスとみなされる通いサービス
を利用するために当該指定小規模多機能
型居宅介護事業所等に登録を受けた障害
者及び障害児の数との合計数の上限を
いう。次号において同じ。）が二十九人（サ
テライト型指定小規模多機能型居宅介
護事業所等にあつては、十八人）以下
であること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業
所等の通いサービスの利用定員（当該指
定小規模多機能型居宅介護事業所等の
通いサービスの利用者数とこの条の規
定に

より基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）が登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内であること。

略

三、五 略

第百五十三条 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者及びその員数）

第百五十四条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行

より基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十一条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）が登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内であること。

略

三、五 略

第百五十三条 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第二号に規定する者に対し、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（従業者及びその員数）

第百五十四条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行

う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数との合計数以上

イ 略

ロ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、

宿泊型自立訓練に係

るものをいう。以下同じ。）の利用者

二・三 略

2、7 略

（準用）

第六十条 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條、第七十七條、第八十八條の二から第九十五條まで、第四百四十八條及び第四百四十九條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第六十條において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第五十八條第一項から第四項まで」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第五十八條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第六十条の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に

う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数との合計数以上

イ 略

ロ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、

第七号に規定する宿泊型自立訓練に係

るものをいう。以下同じ。）の利用者

二・三 略

2、7 略

（準用）

第六十条 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條、第七十七條、第八十九條から第九十五條まで、第四百四十八條及び第四百四十九條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第六十條において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第五十八條第一項から第四項まで」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第五十八條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等の提供する指定通所介護等の利用者数が指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第六十条の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員が二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員が登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内であること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の提供する通いサービスの利用者数が通いサービスの利用者数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第六十条の四 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十五條、第三十条、第三十八條から第四十二條まで、第五十三條、第六十条から第六十三條まで、第六十九条、第七十一条から第七十三條まで、第七十六條、第七十七條、第八十二條、第八十八條の二から第九十五條まで、第四百四十八條、第四百四十九條、第五百十三條及び前節（第六十条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第六節 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に

第五節 略

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に

関する特例)

第百六十一条の二 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等

が、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護等

のうち通

いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。

次号において同じ。)が二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人)以下であること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみ

関する特例)

第百六十一条の二 次に掲げる基準を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は

指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対し、指定小規模多機能型居宅介護又は

指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通

いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。

次号において同じ。)が二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所)にあつては、十八人)以下であること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみ

なされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）が登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内であること。

略

三〇五 略

第四節 略

（通勤のための訓練の実施）

第六十七条の二 指定就労移行支援事業者

は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

（実習の実施）

第六十八条 略

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター

、

、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意

なされる通いサービス、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第五十一条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第八十一条において準用する指定通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）が登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては十二人）までの範囲内であること。

略

三〇五 略

第四節 略

（通勤のための訓練の実施）

第六十七条の二 指定就労移行支援事業者

は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

（実習の実施）

第六十八条 略

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障

害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二十七条第二

項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意

向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第七十二条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十七条、第八十八条、第八十九条から第九十五条まで、第四百四十七条、第四百四十八条及び第五百五十八条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十二条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十二条」と、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十七条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十七条第二項」と、第六十一条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十二条」と、第五百五十八条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る」とあるのは「知事が定める者に限る」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあるのは「知事が定める者を除く」と読み替えるものとする。

第九十四条 略

第十三章 就労定着支援

第一節 基本方針

第九十四条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支

向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第七十二条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十七条から第九十五条まで、第四百四十七条、第四百四十八条及び第五百五十八条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十二条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十二条」と、第二十二条第二項中「次条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十七条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百四十七条第二項」と、第六十一条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第七十二条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十二条」と、第五百五十八条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る」とあるのは「知事が定める者に限る」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあるのは「知事が定める者を除く」と読み替えるものとする。

第九十四条 略

援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、法第五条第十五項の就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、同項の厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第九十四条之三 指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型(省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。)又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この項において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

- 一 利用者の数が六十以下 一人以上

二 利用者の数が六十一以上一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

3 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

4 第一項の就労定着支援員及び第二項のサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第二項のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第九十四条の四 第五十三条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第九十四条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さを有する区画を設けるとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第九十四条の六 サービス管理責任者は、第九十四条の十二において準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用の申込みに際し、当該利用の申込みをした者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外の事業所等における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう、必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言
を行うこと。

(実施主体)

第九十四條の七 指定就労定着支援事業者

は、過去三年間において平均一人以上の障
害者が通常の事業所に新たに雇用されてい
る生活介護等に係る指定障害福祉サービス
事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第九十四條の八 指定就労定着支援事業者

は、利用者の職場への定着及び就労の継続
を図るため、新たに障害者を雇用した通常
の事業所の事業主、指定障害福祉サービス
事業者等、医療機関等と連絡調整を行い、
及び連携するとともに、利用者やその家族
等に対し、当該雇用に伴い生じる日常生活
又は社会生活を営む上での各般の問題に関
する相談、指導及び助言その他の必要な支
援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、前項の規定
による利用者への支援の提供に当たつて
は、一月に一回以上当該利用者との対面に
より行うとともに、一月に一回以上当該利
用者を雇用する通常の事業所の事業主を訪
問することにより当該利用者の職場での状
況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第九十四條の九 指定就労定着支援事業者

は、指定就労定着支援の提供の期間中に雇
用された通常の事業所を離職する利用者で
あつて、当該離職後においても他の通常の
事業所への就職等を希望するものに対し、
指定特定相談支援事業者その他の関係者と
連携し、他の指定障害福祉サービス事業者
その他の関係者との連絡調整その他の便宜
の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第九十四條の十 指定就労定着支援事業者

は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に
掲げる事業の運営についての重要事項に関
する運営規程を定めておかなければならな

- い。
- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第九十四条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第二十一条第一項に規定するサービスの提供の記録
- 二 次条において準用する第六十一条第一項に規定する就労定着支援計画に係る記録
- 三 次条において準用する第三十一条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第四十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

(準用)

第九十四条の十二 第十一条から第二十五条まで、第三十一条、第三十五条から第四十三条まで、第六十条、第六十一条、第六十二条及び第六十九条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第二項中「第三十三条」とあるのは、「第九十四条の十一」と読み替えるものとする。

第十四章 自立生活援助

第一節 基本方針

第九十四条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談への対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等に関する業務を行う機関その他の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

第九十四条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一人以上
- 二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
 - イ 利用者の数が三十以下 一人以上
 - ロ 利用者の数が三十一以上 一人に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項第一号の地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一人とする。
- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合

は、推定数とする。

4 第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第九十四條の十五 第五十三條の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第九十四條の十六 第九十四條の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第九十四條の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第九十四條の十八 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に一回以上利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(随時の通報による支援等)

第九十四條の十九 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があつた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等

による状況の把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の規定により把握した状況を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第九十四条の二十 第十一条から第二十五条まで、第三十一条、第三十五条から第四十三条まで、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十九条、第九十四条の六、第九十四条の十及び第九十四条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十二条」とあるのは「第九十四条の二十において準用する第九十四条の十」と、第六十一条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。

第十五章 略

(介護及び家事等)

第九十九条 略

2 略

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

第二百一条 略

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第十三章 略

(介護及び家事等)

第九十九条 略

2 略

3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

第二百一条 略

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百一条の二 前各節の規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百一条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

第二百一条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利

用者の数を五で除した数以上

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上

イ 区分省令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が三十以下 一人以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一人に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス

ス支援型指定共同生活援助の従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第二百一条の五 第百九十七条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

第二百一条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又はこれと同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二十人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は、二十人以下とする。

5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあつては、当該共同生活住居の入居定員を二十人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは、三十人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二十人以上三十人以下とすることができる。ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員を超えてはならない。

7 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備

を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第二百一条の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所(併設事業所又は単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(介護及び家事等)

第二百一条の八 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者とが共同で行うよう努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二百一条の九 日中サービス支援型指定共

同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を待て、代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第二百一十条の十 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項の協議会その他これに準ずるものとして知事が認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の提供状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第二百一十条の十一 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八條から第四十三條まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十

三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第九十五条の二、第九十八条の二から第九十八条の六まで及び第九十九条の三から第二百条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第九十九条の三」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第九十八条の四第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第九十八条の四第二項」と、第七十八條第二項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一条の十一」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一条の十一において準用する第二百条の四第一項の協力医療機関及び第二百一条の十一において準用する第二百条の四第二項の協力歯科医療機関」と、第九十五条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と読み替えるものとする。

第六節 略

(この節の趣旨)

第二百一条の十二 第一節から第四節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の二十二において準用する第六十一

第五節 略

(この節の趣旨)

第二百一条の二 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百一条の十二において準用する第六十一

条第一項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助(第二十一条の十四第一項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第二十一条の十三 ～ **第二十一条の十六** 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第二十一条の十七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者から外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みがあつたときは、当該支給決定障害者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該支給決定障害者に対し、第二十一条の十九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の当該支給決定障害者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

2 略

第二十一条の十八 ～ **第二十一条の二十一** 略

(準用)

第二十一条の二十二 第十三条、第十四条、

条第一項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助(第二十一条の四第一項において「基本サービス」という。)及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第二十一条の三 ～ **第二十一条の六** 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第二十一条の七 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者から外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みがあつたときは、当該支給決定障害者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該支給決定障害者に対し、第二十一条の九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(以下「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の当該支給決定障害者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について、当該支給決定障害者の同意を得なければならない。

2 略

第二十一条の八 ～ **第二十一条の十一** 略

(準用)

第二十一条の十二 第十三条、第十四条、

第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第五十八條の二、第九十八條の二から第九十八條の六まで、第九十九條、第九十九條の二及び第二百條の二から第二百條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一條の二十二」において準用する第九十八條の四第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第二百一條の二十二」において準用する第九十八條の四第二項」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第二百一條の二十二」において準用する第五十六條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第二百一條の二十二」において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六條第二項」とあるのは「第二百一條の二十二」において準用する第七十六條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一條の二十二」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一條の二十二」において準用する第二百條の四第一項の協力医療機関及び第二百一條の二十二において準用する第二百條の四第二項の協力歯科医療機関」と、第五十八條の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第九十九條第三項中「当該指定共同生活援助事業者の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものと

第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第五十八條の二、第九十八條の二から第九十八條の六まで、第九十九條、第九十九條の二及び第二百條の二から第二百條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百一條の十二」において準用する第九十八條の四第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第二百一條の十二」において準用する第九十八條の四第二項」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第二百一條の十二」において準用する第五十六條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第二百一條の十二」において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六條第二項」とあるのは「第二百一條の十二」において準用する第七十六條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一條の十二」と、第九十五条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百一條の十二」において準用する第二百條の四第一項の協力医療機関及び第二百一條の十二において準用する第二百條の四第二項の協力歯科医療機関」と、第五十八條の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第九十九條第三項中「当該指定共同生活援助事業者の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものと

する。

第十六章 略

(従業者の員数等に関する特例)

第二百二条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所若しくは指定就労継続支援B型事業所又は指定児童発達支援事業所

、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第六十二条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定放課後等デイサービス事業所

(以下「多機能型事業所」という。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が二十人未満である場合は、第八十一条第六項、第四百四十四条第六項及び第七項、第五百五十四条第六項、第六百六十四条第四項及び第五項並びに第七百七十四条第四項(第八百八十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち一人以上は、常勤としなければならない。

2 略

第十七章 第十八章 第十九章 略

附 則

(地域移行支援型ホームの特例)

第二条 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第九十八条第一項(第二百一条の十六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サー

する。

第十四章 略

(従業者の員数等に関する特例)

第二百二条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所若しくは指定就労継続支援B型事業所又は指定児童発達支援事業所(指定通所

支援基準条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)

、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第六十二条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準

条例第七十二条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)

(以下「多機能型事業所」という。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が二十人未満である場合は、第八十一条第六項、第四百四十四条第六項及び第七項、第五百五十四条第六項、第六百六十四条第四項及び第五項並びに第七百七十四条第四項(第八百八十七条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち一人以上は、常勤としなければならない。

2 略

第十五章 第十七章 略

附 則

(地域移行支援型ホームの特例)

第二条 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第九十八条第一項(第二百一条の六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サー

ビス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

一・二 略

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）についての第九十八條第二項から第九項まで（第二百一條の十六において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第九十八條第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

第六條 地域移行支援型ホームについての第二百一條又は第二百一條の二十二において準用する第六十一條の規定の適用については、同條第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第四條に定める期間内に附則第五條に規定する住宅等に移行すること」と、同條第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例）

第八條 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」という。）（平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第九十八條第一項（第二百一條の十六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

（平成十八年九月三十日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）

ビス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）を行うことができる。

一・二 略

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）についての第九十八條第二項から第九項まで（第二百一條の六において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第九十八條第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

（地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等）

第六條 地域移行支援型ホームについての第二百一條又は第二百一條の十二において準用する第六十一條の規定の適用については、同條第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第四條に定める期間内に附則第五條に規定する住宅等に移行すること」と、同條第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助事業を行う者に関する特例）

第八條 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」という。）（平成十八年九月三十日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第九十八條第一項（第二百一條の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

（平成十八年九月三十日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）

第九条 指定共同生活援助事業者等が平成十八年九月三十日において現に存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活援助の事業等を行う場合における当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第百九十八条第七項及び第八項（これらの規定を第二百一条の十六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十六号）第百九条第二項及び第三項に定めるところによることができる。

（指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第十条 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業員以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第百九十九条第三項及び第二百一条の八第四項の規定は、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は

第九条 指定共同生活援助事業者等が平成十八年九月三十日において現に存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活援助の事業等を行う場合における当該事業所の共同生活住居（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第百九十八条第七項及び第八項（これらの規定を第二百一条の六において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十六号）第百九条第二項及び第三項に定めるところによることができる。

（指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第十条 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所の従業員以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、第百九十九条第三項の規定は、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は

同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第九十九条第三項及び第二百一条の八第四項の規定は、平成二十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 略

- 3 前二項の場合において、第九十六条第一項第二号ロからニまで及び第二百一条の四第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第十条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（平成十八年九月三十日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

第十一条 当分の間、平成十八年九月三十日において現に存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知

同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内における当該指定共同生活援助事業所

の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第九十九条第三項の規定は、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一・二 略

- 3 前二項の場合において、第九十六条第一項第二号ロからニまで
- の規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第十条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（平成十八年九月三十日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

第十一条 当分の間、平成十八年九月三十日において現に存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十一条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知

的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に規定する精神障害者福祉ホーム(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業等についての第百九十八条(第二百一条の十六において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、第百九十八条第七項中「十人」とあるのは、「三十人」とし、同条第八項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(知事が定めるものを除く。)を除き、適用しない。

的障害者通勤寮」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に規定する精神障害者福祉ホーム(以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。)(それぞれ、同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築、改築その他の建物の構造の変更をしたものを除く。)において行われる指定共同生活援助の事業等についての第百九十八条(第二百一条の六において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、第百九十八条第七項中「十人」とあるのは、「三十人」とし、同条第八項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム(知事が定めるものを除く。)を除き、適用しない。

(指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 削除</p>	<p>(従業者の員数に関する特例)</p> <p>第六条 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。)に係る指定障害児入所施設等(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十六号。以下「指定入所施設基準条例」という。)第五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号及び第六号に規</p>

第十条 削除

附 則

第五条 平成二十四年三月三十一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等であつて同日後に指定障害者支援施設となるものについての第九條第二項第二号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築、改築その他の建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。

定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（設備に関する特例）

第十条 指定障害者支援施設が、福祉型障害

児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準条例第六條に規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、前條に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

附 則

第五条 平成二十四年三月三十一日において現に存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等であつて同日後に指定障害者支援施設となるものについての第九條第二項第二号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となつた後に増築、改築その他の建物の構造の変更をした部分については、この限りでない。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義） 第二条 略 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ</p>	<p>（定義） 第二条 略 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ</p>

る。

一・二 略

三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第五項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第六項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

第四十四条 略

（職場への定着のための支援の実施）

第四十四条の二 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十七条第三項に規定する障害者就業・生活支援セン

る。

一・二 略

三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

第四十四条 略

ターをいう。以下同じ。)その他の関係機
関と連携して、当該障害者が就職した日か
ら六月以上、職業生活における相談等の支
援の継続に努めなければならない。

(基本方針)

第五十一条 自立訓練(機能訓練)の事業
は、利用者が自立した日常生活又は社会生
活を営むことができるよう

、省令第六条
の六第一号に規定する期間にわたり、身体
機能又は生活能力の維持、向上等のために
必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的
に行うものでなければならない。

(準用)

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から
第十九条まで、第二十四条から第二十六条
まで、第二十八条から第三十二条まで、第
三十四条から第三十八条まで、第四十条、
第四十一条及び第四十四条の二から第四十
九条までの規定は、自立訓練(機能訓練)
の事業について準用する。この場合におい
て、第十七条第八項中「六月」とあるの
は、「三月」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第五十六条 自立訓練(生活訓練)の事業
は、利用者が自立した日常生活又は社会生
活を営むことができるよう

、省令第六条
の六第二号に規定する期間にわたり、生活
能力の維持、向上等のために必要な支援、
訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う
ものでなければならない。

(準用)

第六十条 第八条、第九条、第十三条から第
十九条まで、第二十四条から第二十六条ま
で、第二十八条から第三十二条まで、第三
十四条から第三十六条まで、第四十条、第
四十一条、第四十四条の二から第四十九条
まで、第五十二条及び第五十四条の規定
は、自立訓練(生活訓練)の事業について
準用する。この場合において、第十七条第

(基本方針)

第五十一条 自立訓練(機能訓練)の事業
は、利用者が自立した日常生活又は社会生
活を営むことができるよう、省令第六条の

七第一号に規定する者に対し、省令第六条
の六第一号に規定する期間にわたり、身体
機能又は生活能力の維持、向上等のために
必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的
に行うものでなければならない。

(準用)

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から
第十九条まで、第二十四条から第二十六条
まで、第二十八条から第三十二条まで、第
三十四条から第三十八条まで、第四十条、
第四十一条及び第四十五条 から第四十
九条までの規定は、自立訓練(機能訓練)
の事業について準用する。この場合におい
て、第十七条第八項中「六月」とあるの
は、「三月」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第五十六条 自立訓練(生活訓練)の事業
は、利用者が自立した日常生活又は社会生
活を営むことができるよう、省令第六条の

七第二号に規定する者に対し、省令第六条
の六第二号に規定する期間にわたり、生活
能力の維持、向上等のために必要な支援、
訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う
ものでなければならない。

(準用)

第六十条 第八条、第九条、第十三条から第
十九条まで、第二十四条から第二十六条ま
で、第二十八条から第三十二条まで、第三
十四条から第三十六条まで、第四十条、第
四十一条、第四十五条 から第四十九条
まで、第五十二条及び第五十四条の規定
は、自立訓練(生活訓練)の事業について
準用する。この場合において、第十七条第

八項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

第六十四条 略

(通勤のための訓練の実施)

第六十四条之二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第六十五条 略

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター

、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第六十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十四条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十七条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

八項中「六月」とあるのは「三月」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

第六十四条 略

(実習の実施)

第六十四条之二 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第六十五条 略

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター

（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第六十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十七条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十七条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十

五年栃木県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p><u>第五節 共生型障害児通所支援に関する基準(第五十五条の二～第五十五条の五)</u></p> <p>第六節 略</p> <p>第三章 略</p> <p>第四章 放課後等デイサービス</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p><u>第五節 共生型障害児通所支援に関する基準(第七十八条の二)</u></p> <p>第六節 略</p> <p>第五章 居宅訪問型児童発達支援</p> <p><u>第一節 基本方針(第八十一条の二)</u></p> <p><u>第二節 人員に関する基準(第八十一条の三・第八十一条の四)</u></p> <p><u>第三節 設備に関する基準(第八十一条の五)</u></p> <p><u>第四節 運営に関する基準(第八十一条の六～第八十一条の九)</u></p> <p>第六章～第八章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の四第二項第二号、<u>第二十一条の五の十五第三項第一号(法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。)</u>、<u>第二十一条の五の十七第一項各号並びに第二十一条の五の十九第一項及び第二項の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 児童発達支援</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p>第五節 略</p> <p>第三章 略</p> <p>第四章 放課後等デイサービス</p> <p>第一節～第四節 略</p> <p>第五節 略</p> <p>第五章～第七章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十一条の五の四第二項第二号、<u>第二十一条の五の十五第二項第一号(法第二十一条の五の十六第四項</u> <u>において準用する場合を含む。)</u>並びに<u>第二十一条の五の十八第一項及び第二項</u> <u>の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p>

第二条 略

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 略

三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十九第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

四 共生型通所支援 法第二十一条の五の十七第一項の申請に係る法第二十一条の五の三第一項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

五 多機能型事業所 第五条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第八十一条の二に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第八十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第八十条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第四百四十二条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第五百五十二条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第六百六十二条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第七百七十二条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第百

第二条 略

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 略

三 法定代理受領 法第二十一条の五の七第十一項（法第二十一条の五の十三第二項の規定により同条第一項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第二十一条の五の二十八第三項の規定により通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

四 多機能型事業所 第五条に規定する指定児童発達支援の事業、第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業

及び第八十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第十九号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第八十条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第四百四十二条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第五百五十二条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第六百六十二条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス等基準条例第七百七十二条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス等基準条例第百

八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第三条 略

2 略

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十二号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下

「障害福祉サービス」という。）を提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 略

（法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者）

第四条 法第二十一条の五の十五第三項第一号（法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定（その更新を含む。）の申請については、この限りでない。

（従業者及びその員数）

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十七号。以下「児

八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第三条 略

2 略

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十二号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（第二十一

条、第五十条及び第七十三条において「障害福祉サービス」という。）を提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 略

（法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者）

第四条 法第二十一条の五の十五第二項第一号（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定（その更新を含む。）の申請については、この限りでない。

（従業者及びその員数）

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士

次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとに、その提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

- 一 略
- 二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。） 一人以上
- 三 児童指導員 _____
_____ 又は保育士 一人以上
- 四・五 略

4 略

5 第一項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項の規定により置かなければならない同項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 略

第七条 略

2・3 略

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- 一 看護職員 一人以上
- 二 略

5・6 略

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十七条 略

2・3 略

4 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次

次のとおりとする。

- 一 略
- 二 看護師 _____ 一人以上
- 三 児童指導員（児童福祉施設基準条例第二十九条第六項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 一人以上
- 四・五 略

4 略

5 第一項第一号の指導員又は保育士 _____ のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 略

第七条 略

2・3 略

4 第二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第一項各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

- 一 看護師 _____ 一人以上
- 二 略

5・6 略

(指定児童発達支援の取扱方針)

第二十七条 略

2・3 略

に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- 一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援を提供するための体制の整備の状況
- 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(情報の提供等)

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の利用をしようとする障害児が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第五十条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者（以下「障害

に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- 一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援を提供するための体制の整備の状況
- 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(情報の提供等)

第四十九条 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の利用をしようとする障害児が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(利益供与等の禁止)

第五十条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者（以下「障害

児相談支援事業者等」という。)が障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

(苦情解決)

第五十一条 略

2 略

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十二第一項の規定により知事又は市町村長(以下「知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4・5 略

第五十五条 略

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第五十五条の二 児童発達支援に係る共生型

通所支援(以下「共生型児童発達支援」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。第六十条において同じ。)が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準条例第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所の提供する指定生活介護

児相談支援事業者等」という。)が障害児又はその家族に当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

(苦情解決)

第五十一条 略

2 略

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十一第一項の規定により知事又は市町村長(以下「知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4・5 略

第五十五条 略

(指定障害福祉サービス等基準条例第八十条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)の利用者の数が指定生活介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受けける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型児童発達支援を受けける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第五十五条の三 共生型児童発達支援の事業

を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第一百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(第六十一条において「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第一百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第一百二条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第六十一条第一号において同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第十九条に規定する指定通所介護をい

う。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)(利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等の提供する指定通所介護等の利用者の数が指定通所介護等の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数との合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型児童発達支援を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第五十五条の四 共生型児童発達支援の事業

を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(第六十一条の二において「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)(第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十一条の二において同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。)の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービス等基準条例第九十六条の二に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第五十条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準条例第六十条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第七十八条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数との合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)

が二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十一条の二において同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項

に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第六十一条の二において同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、十八人)以下であること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)(第六十一条の二において「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。)(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内であること。

登 録 定 員	利 用 定 員
---------	---------

二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号の居間及び食堂をいう。）が機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の提供する通いサービスの利用者の数が通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型児童発達支援を受ける障害児に対し適切なサービスを提供するため、障害児人所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第五十五条の五 第五条、第八条、第九条及び前節（第十二条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第六節 略

（従業者及びその員数）

第五十六条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者

第五節 略

（従業者及びその員数）

第五十六条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者

及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員、保育士又は障害福祉サ
ービス経験者 基準該当児童発達支援の単
位ごとに、その提供を行う時間帯を通じ
て専ら当該基準該当児童発達支援の提供
に当たる児童指導員、保育士又は障害福
祉サービス経験者の合計数が、次に掲げ
る障害児の数の区分に応じ、それぞれ次
に定める数

イ・ロ 略

二 略

2 略

- 3 第一項の規定により置かなければなら
ない同項第一号の児童指導員、保育士又は障
害福祉サービス経験者の半数以上は、児童
指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第五十九条 第五条、第八条及び第四節（第
十二条、第二十四条第一項及び第六項、第
二十五条、第二十六条第一項、第三十二
条、第三十四条、第四十七条並びに第五十
二条第二項を除く。）の規定は、基準該当
児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第六十条 次に掲げる基準を満たした指定生
活介護事業者

が、地域において
児童発達支援が提供されていないこと等に
より児童発達支援を受けることが困難な障
害児に対し、指定生活介護

を提供す
る場合には、当該指定生活介護を基準該当
児童発達支援と、当該指定生活介護を行う
指定生活介護事業所

を基準該当児童発達支援事業所とみなす。
この場合において、この節（前条（第二十
四条第二項から第五項までの規定を準用す
る部分に限る。）を除く。）の規定は、当
該指定生活介護事業所については、適用し

及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 指導員又は保育士
基準該当児童発達支援の単
位ごとに、その提供を行う時間帯を通じ
て専ら当該基準該当児童発達支援の提供
に当たる指導員又は保育士
の合計数が、次に掲げ
る障害児の数の区分に応じ、それぞれ次
に定める数

イ・ロ 略

二 略

2 略

- 3 第一項の規定により置かなければなら
ない同項第一号の児童指導員、保育士又は障
害福祉サービス経験者の半数以上は、児童
指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第五十九条 第五条、第八条及び前節（第
十二条、第二十四条第一項及び第六項、第
二十五条、第二十六条第一項、第三十二
条、第三十四条、第四十七条並びに第五十
二条第二項を除く。）の規定は、基準該当
児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第六十条 次に掲げる基準を満たした指定生
活介護事業者（指定障害福祉サービス等基
準条例第八十一条第一項に規定する指定生
活介護事業者をいう。）が、地域において

児童発達支援が提供されていないこと等に
より児童発達支援を受けることが困難な障
害児に対し、指定生活介護（指定障害福祉
サービス等基準条例第八十条に規定する指
定生活介護をいう。以下同じ。）を提供す

る場合には、当該指定生活介護を基準該当
児童発達支援と、当該指定生活介護を行う
指定生活介護事業所（指定障害福祉サービ
ス等基準条例第八十一条第一項に規定する
指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）

を基準該当児童発達支援事業所とみなす。
この場合において、この節（前条（第二十
四条第二項から第五項までの規定を準用す
る部分に限る。）を除く。）の規定は、当
該指定生活介護事業所については、適用し

ない。

一・二 略

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第六十一条 次に掲げる基準を満たした指定通所介護事業者等

が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定通所介護等

を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等

を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十九条(第二十四条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室

ない。

一・二 略

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第六十一条 次に掲げる基準を満たした指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)

が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は当該指定地域密着型通所介護を行う指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十九条(第二十四条第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第百二条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第二項第一

の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

二・三 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に關する特例)

第六十一条の二 次に掲げる基準を満たした

指定小規模多機能型居宅介護事業者等

が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対し、指定小規模多機能型居宅介護等

のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条において同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。)

を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第五十九条(第二十四条第二項から第五項までの

号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。)の面積を、指定通所介護等の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

二・三 略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に關する特例)

第六十一条の二 次に掲げる基準を満たした

指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定

地域密着型サービス基準第六十二条第一項

に規定する指定小規模多機能型居宅介護事

業者をいう。)又は指定看護小規模多機能

型居宅介護事業者(指定地域密着型サービ

ス基準第七十一条第一項に規定する指定

看護小規模多機能型居宅介護事業者をい

う。)が、地域において児童発達支援が提

供されていないこと等により児童発達支援

を受けることが困難な障害児に対し、指定

小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型

サービス基準第六十二条に規定する指定小

規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定

看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密

着型サービス基準第七十条に規定する指

定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)

のうち通いサービス(指定地域密着型サー

ビス基準第六十二条第一項又は第七十一

条第一項に規定する通いサービスをいう。

以下同じ。)を提供する場合には、当該通

いサービスを基準該当児童発達支援と、当

該通いサービスを行う指定小規模多機能型

居宅介護事業所(指定地域密着型サービス

基準第六十二条第一項に規定する指定小規

模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(指定地域密着型サービス基準第七十一

条第一項に規定する指定看護小規模多機能

型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定

小規模多機能型居宅介護事業所等」とい

う。)を基準該当児童発達支援事業所とみ

なす。この場合において、この節(第五十

九条(第二十四条第二項から第五項までの

規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第一百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)が二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定

看護小規模多機能型居宅介護事業所)にあつては、十八人)以下であること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第一百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規

規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項又は第七十一条第一項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第一百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)が二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サ

ビス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、十八人)以下であること。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス等基準条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス等基準条例第一百五十一条の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準条例第六十一条の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又はこの条の規

定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)が登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)までの範囲内であること。

略

三〜五 略

(従業者及びその員数)

第六十三条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一〜三 略

四 看護職員 一人以上

五・六 略

2・3 略

第七十条 略

(情報の提供等)

第七十条の二 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援の利用をしようとする障害児が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者について広

定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十一条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数との合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)が登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の上欄に掲げる登録定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人)までの範囲内であること。

略

三〜五 略

(従業者及びその員数)

第六十三条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者(以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一〜三 略

四 看護師 一人以上

五・六 略

2・3 略

第七十条 略

告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(準用)

第七十一条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条(第四項及び第五項を除く。)から第三十五条まで、第二十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第六十七条」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十四条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第五十五条第二項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

(従業者及びその員数)

第七十三条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者

(準用)

第七十一条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十七条から第三十五条まで、第二十七条、第三十九条から第四十二条まで、第四十四条から第四十八条まで、第四十九条第一項、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第七十条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び」とあるのは「いう。」と、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第六十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第三十五条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第四十四条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第五十五条第二項第三号中「第三十六条」とあるのは「第六十九条」と読み替えるものとする。

(従業者及びその員数)

第七十三条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))

指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ・ロ 略

二 略

2 略

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第四号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

一 略

二 看護職員 一人以上

三〜五 略

4〜7 略

又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスの事業に従事したものをいう。(以下同じ。) 指定放課後等デイサービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ・ロ 略

二 略

2 略

3 前二項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。

一 略

二 看護師 一人以上

三〜五 略

4〜7 略

(情報の提供等)

第七十七条之二 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービスの利用をしようとする障害児が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十八条において準用する第二十七条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後

等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- 一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた指定放課後等デイサービスを提供するための体制の整備の状況
- 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- 五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- 七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第七十八条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十八条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項及び第五十三条から第五十五条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第七十七条」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第七十七条第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第三号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害児通所支援に関する基準

第七十八条の二 第八条、第九条、第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条の四まで、第七十二条及び第七十七条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。

第六節 略

（準用）

第八十一条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条から第五十一条まで、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十条から第六十一条の二まで、第七十二条及び第七十七条（第一項を除く。）

の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第五章 居宅訪問型児童発達支援

第一節 基本方針

第八十一条の二 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

第五節 略

（準用）

第八十一条 第八条、第十三条から第二十三条まで、第二十六条第二項、第二十七条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第五十五条まで、第六十条から第六十一条の二まで、第七十二条、第七十七条（第一項を除く。）及び第七十七条の二の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第八十一条の三 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数

二 児童発達支援管理責任者 一人以上

2 前項第一号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員（学校教育法の規定による大学の学部で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に三年以上従事した者でなければならない。

3 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち一人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第八十一条の四 第八条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、同条中「ただし」とあるのは、「ただし、第八十一条の三第一項第一号の訪問支援員及び同項第二号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

第八十一条の五 指定居宅訪問型児童発達支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

い。

2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第八十一条の六 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第八十一条の七 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前二項に定めるもののほか、当該通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。以下同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、当該通所給付決定

保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援
援に係る交通費の額の支払を受けることが
できる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、
前三項の支払を受けた場合は、当該支払に
係る領収証を当該通所給付決定保護者に対
し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、
第三項の支払に係るサービスの提供に当
たつては、あらかじめ、当該通所給付決定
保護者に対し当該サービスの内容及び費用
について説明し、その同意を得なければな
らない。

(運営規程)

第八十一条の八 指定居宅訪問型児童発達支
援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援
事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ
いての重要事項に関する運営規程を定めて
おかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並
びに通所給付決定保護者から受領する費
用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第八十一条の九 第十三条から第二十三条ま
で、第二十五条、第二十六条、第二十七条
(第四項及び第五項を除く。)、第二十八
条から第三十一条まで、第三十二条、第三
十五条から第三十七条まで、第三十九条、
第四十二条から第四十六条まで、第四十八
条、第五十条、第五十一条、第五十二条第
一項、第五十三条から第五十五条まで及び
第七十条の二の規定は、指定居宅訪問型児
童発達支援の事業について準用する。この
場合において、第十三条第一項中「第三十
八条」とあるのは「第八十一条の八」と、

第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第八十一条の七」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十一条の七第二項」と、第二十七条第一項、第二十八条及び第五十五条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第六章 略

第八十五条 第八十一条の五の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第八十六条から第八十八条まで 削除

第五章 略

第八十五条 指定保育所等訪問支援事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(身分を証する書類の携行)

第八十六条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第八十七条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前二項に定めるもののほか、当該通所給付決定保

護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。以下同じ。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、当該通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る交通費の額の支払を受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該通所給付決定保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(運営規程)

第八十八条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定保育所等訪問支援の内容及びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 サービスの利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第八十九条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条から第三十一条まで、第三十三條、第三十五条から第三十七條まで、第三十九條、第四十二條、第四十四條から第四十六條まで、第四十八條から第五十一條まで、第五十二

(準用)

第八十九条 第十三条から第二十三条まで、第二十五条、第二十六条、第二十七条（第四項及び第五項を除く。）、第二十八条から第三十一条まで、第三十三條、第三十五条から第三十七條まで、第三十九條、第四十二條、第四十四條から第四十六條まで、第四十八條、第五十条、第五十一條、第五

第十二条第一項、第五十二条から第五十五条まで、第七十条の二及び第八十一条の六から第八十一条の八までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第二項中「第三十八条」とあるのは「第八十九条において準用する第八十一条の八」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第八十九条において準用する第八十一条の七」と、第二十六条第二項中「第二十四条第二項」とあるのは「第八十九条において準用する第八十一条の七第二項」と、第二十七条第一項及び第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と、第五十五条第二項第一号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

第七章 略

(従業者の員数に関する特例)

第九十条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第六十三条、第七十三条第一項、第二項及び第四項、第八十一条の三第一項並びに第八十二条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあ

条第一項及び第五十二条から第五十五条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十八条」とあるのは「第八十八条」と、第十七条中「いう。第三十八条第六号及び第五十二条第二項において同じ」とあるのは「いう」と、第二十三条第二項ただし書中「次条」とあるのは「第八十七条」と、第二十八条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第四十四条中「従業者の勤務体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務体制」と読み替えるものとする。

第六章 略

(従業者の員数に関する特例)

第九十条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第六条第一項、第二項及び第四項、第七条、第六十三条、第七十三条第一項、第二項及び第四項並びに第八十二条第一項の規定の適用については、第六条第一項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第七条第一項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第二号イ中「指定児童発達支援」とあ

るのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第六十二条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第八十一条の三第一項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第八十二条第一項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 略

第八章 略

るのは「指定通所支援」と、同条第二項及び第三項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第四項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第五項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第六項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第六十二条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第七十三条第一項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第一号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第二項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第四項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と

2 略

第七章 略

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)
第五条 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号並びに第二十四条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（法第二十四条の九第三項において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者）

第四条 法第二十四条の九第三項（法第二十四条の十第四項及び第二十四条の十三第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。

第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

一 略

二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。） 次に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ・ロ 略

三〜六 略

2・3 略

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項
において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号並びに第二十四条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者）

第四条 法第二十四条の九第二項（法第二十四条の十第四項
において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号の条例で定める者は、法人とする。

第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。

一 略

二 看護師 次に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ・ロ 略

三〜六 略

2・3 略

4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（同法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合に

第六条 略
2～5 略

(利益供与等の禁止)

第四十七条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）が障害児又はその家族に当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

第六条 略
2～5 略

6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設基準条例第九条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利益供与等の禁止)

第四十七条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十六項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者（以下「障害児相談支援事業者等」という。）が障害児又はその家族に当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、当該障害児相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員)	(職員)

については、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十号。以下「指定障害者支援施設基準条例」という。）第五条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第七十条 略

2・3 略

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項本文に規定する者並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十四条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5～7 略

8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護職員の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

9～11 略

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項本文に規定する者及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

13～15 略

(職員)

第八十四条 略

2～6 略

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する者及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

8 略

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護職員及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

附 則

第七十条 略

2・3 略

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項本文に規定する者並びに医師及び看護師

を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

5～7 略

8 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

9～11 略

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項本文に規定する者及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

13～15 略

(職員)

第八十四条 略

2～6 略

7 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第一項に規定する者及び看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

8 略

9 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の数は、通じておおむね児童の数を四で除して得た数以上とする。ただし、機能訓練担当職員の数は、一人以上でなければならない。

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）であつて、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。以下同じ。）と指定入所支援（児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合における当該指定障害者支援施設に係る人員及び設備に関する基準については、第二条の規定による改正後の指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者である者に対する第四条の規定による改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第六条（第三項を除く。）の規定の適用については、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に第四条の規定による改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五十六条第一項に規定する基準該当児童発達支援事業者である者に対する第四条の規定による改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五十六条の規定の適用については、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第二条第二項第一号に規定する指定福祉型障害児入所施設であつて、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合における当該指定福祉型障害児入所施設に係る人員及び設備に関する基準については、第五条の規定による改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の規定にかかわらず、平成三十三年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

6 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成二十六年栃木県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 附 則</p> <p>略</p> <p>（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>	<p>1 附 則</p> <p>略</p> <p>（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p>

の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第二百二十五条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス等基準条例第二百四条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型共同生活介護事業所及び一体型共同生活援助事業所については、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第九十五条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス等基準条例第九十五条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、指定障害福祉サービス等基準条例第二百一条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。
- 4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所についての指定障害福祉サービス等基準条例第二百一条の十四の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。
- 5 附則第三項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについての指定障害福祉サービス等基準条例第二百一条の二十四項の規定の適用については、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第二百二十五条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス等基準条例第二百四条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型共同生活介護事業所及び一体型共同生活援助事業所については、第一条の規定による改正後の指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第九十五条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス等基準条例第九十五条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス等基準条例第二百一条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。
- 4 この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所についての新指定障害福祉サービス等基準条例第二百一条の四の規定の適用については、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは、「十」とする。
- 5 附則第三項の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについての新指定障害福祉サービス等基準条例第二百一条の十四項の規定の適用については、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

(障害福祉課)

栃木県条例第二十七号

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会の会期に関する条例（平成二十五年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<u>別表（第2条関係）</u>	<u>別表（第2条関係）</u>
<u>平成30年5月25日</u>	<u>平成29年5月26日</u>
<u>平成30年5月29日</u>	<u>平成29年5月30日</u>
<u>平成30年5月31日</u>	<u>平成29年6月1日</u>
<u>平成30年6月1日</u>	<u>平成29年6月2日</u>
<u>平成30年6月13日</u>	<u>平成29年6月14日</u>
<u>平成30年9月19日</u>	<u>平成29年9月20日</u>
<u>平成30年9月21日</u>	<u>平成29年9月22日</u>
<u>平成30年9月26日</u>	<u>平成29年9月26日</u>
<u>平成30年9月27日</u>	<u>平成29年9月27日</u>
<u>平成30年10月11日</u>	<u>平成29年10月10日</u>
<u>平成30年11月28日</u>	<u>平成29年11月29日</u>
<u>平成30年11月30日</u>	<u>平成29年12月1日</u>
<u>平成30年12月4日</u>	<u>平成29年12月5日</u>
<u>平成30年12月5日</u>	<u>平成29年12月6日</u>
<u>平成30年12月17日</u>	<u>平成29年12月18日</u>
<u>平成31年2月18日</u>	<u>平成30年2月21日</u>
<u>平成31年2月20日</u>	<u>平成30年2月23日</u>
<u>平成31年2月22日</u>	<u>平成30年2月27日</u>
<u>平成31年2月25日</u>	<u>平成30年2月28日</u>
<u>平成31年3月12日</u>	<u>平成30年3月9日</u>
	<u>平成30年3月22日</u>

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（議会事務局）